

○基本方針の位置付け

高知県人権尊重の社会づくり条例(第5条)

○基本方針の見直し

基本方針の中で5年ごとの見直しを位置づけ

○基本理念 真に人権が尊重される明るい社会をつくる

○キーワード 全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

○基本方針の性格 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すもの
人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すもの
県民や企業等に連携・協働を求めていくもの

改定の背景

R4人権に関する県民意識調査の結果 ※18歳以上の県民1,333人が回答

◆国民一人ひとりの人権意識

「高くなっていると思う」R4: 43.5%

◆関心のある人権課題(上位5項目)

インターネットによる人権侵害

H29: 42.4% ⇒ R4: 55.0%

障害者 H29: 47.6% ⇒ R4: 46.5%

高齢者 H29: 43.3% ⇒ R4: 40.9%

子ども H29: 36.9% ⇒ R4: 36.9%

女性 H29: 24.4% ⇒ R4: 35.6%

◆人権侵害の経験

「この5年間に人権が侵害されたと思ったことがある」

H29: 31.1% ⇒ R4: 16.2%

◆人権が侵害されたと思った時の対応

「何もしなかった」の割合が従来から最も高い

H29: 37.5% ⇒ R4: 33.0%

◆何もしなかった理由(上位4項目)

「相談しても解決しなかった」 56.7%

「自分が我慢すれば良いと思った」 40.3%

「大げさなことにしたくなかった」 25.4%

「どこ(誰)に相談して良いか分からなかった」 22.4%

◆人権尊重の社会実現に必要なこと(上位2項目)

「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」 H29: 63.0% ⇒ R4: 65.5%

「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」

H29: 33.3% ⇒ R4: 38.3%

社会情勢の変化や国の動き

◆R2 政府が「ビジネスと人権に関する行動計画」策定

◆R4 「改正労働施策総合推進法」施行

※中小企業の事業主のパワー・ハラスメント防止対策が義務化

◆R5 「こども基本法」施行

◆R5 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

◆R6 「改正障害者差別解消法」施行

※事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

◆R6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

改定のポイント

新 第2章に2つの柱を章立て (KPIを設定)

人権施策の2つの柱である「人権教育」と「人権啓発」の大きな目標値(KPI)を設定

新 第3章に「相談・支援体制の充実」を章立て

人権問題の早期解決と誰一人取り残さない社会を目指すため、相談機関の連携を強化

新 差別事象検討部会(仮称)を設置

複雑・多様化する差別事象への対応力を強化するため、「人権尊重の社会づくり協議会」の中に部会を設置して、差別事象の原因・背景の分析と対応策を検討

新 第4章の「様々な人権課題」に「職場におけるハラスメント」を明記

職場におけるパワー・ハラスメント等のハラスメント防止に向けた啓発を実施

【目次】 第1章 基本方針策定の趣旨

第2章 人権教育・啓発の推進

第3章 相談・支援体制の充実

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

第5章 推進体制

第6章 施策の展開

高知県人権施策基本方針-第3次改定版-(R6~R10)の概要(案)

資料1-1

2つの柱の目標(KPI)

◆人権教育

検討中

◆人権啓発

- ・国民一人ひとりの人権意識は高くなっていると思うの割合
(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)
R4調査結果：43.5%⇒R10目標値：60%以上
- ・自分の人権が侵害されたと思った時に何もしなかったの割合
R4調査結果：33.0%⇒R10目標値：20%以下

目指す姿

県民一人ひとりが住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会

身近な人権課題	取組の方向性	□⇒改定のポイント
同和問題	同和問題に関する偏見や差別意識を解消する教育の推進。部落差別をなくする運動強調旬間の講演会・研修講師派遣・広報媒体を通じた正しい知識の普及・啓発。 インターネットへの部落差別投稿の削除要請 等	
女性	男女平等を目指す教育の推進。 固定的な性別役割分担意識の解消 と男女共同参画の啓発。市町村や民間支援団体と連携した 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援 等	
子ども	子どもの人権や個性を尊重する教育の推進。いじめ防止対策等の総合推進。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用。児童虐待の防止。子どもの意見を反映させた 「こども計画」の策定 等	
高齢者	高齢者への理解を深めて人間性を育む教育の推進。認知症サポーターの養成。高齢者総合相談窓口の設置。高齢者虐待の防止等	
障害者	障害のある人との交流等を通じた互いに支え合う心を育む教育の推進。障害者就労支援の実施。障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進。 事業者による障害のある人への合理的配慮の義務化の啓発 等	
感染症患者等	正しい知識を身に付けて偏見や差別をなくす教育の推進。HIV検査・相談の啓発。ハンセン病元患者の里帰り事業の実施。新型コロナウイルスなど 新たな感染症に関する差別や誹謗中傷の防止 等	
外国人	外国人との交流や外国文化を理解し合う国際理解教育の推進。多文化共生講座・親子で学ぶ国際理解講座・国際ふれあい広場の開催。地域日本語教室を核とした交流の推進。外国人生活相談センターを中心とした生活相談の実施等	
犯罪被害者等	犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育の推進。市町村の総合的対応窓口・こうち被害者支援センター・性暴力被害者支援センターこうちとの連携。様々な広報媒体を通じた啓発等	
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害を予防するための教育の推進。24時間電話相談事業の実施。学校ネットパトロールの実施。 インターネットによる部落差別投稿の削除要請と対応策の市町村への周知 等	イン
災害と人権	他者の命や人権も大切にする教育の推進。福祉避難所の体制整備。高齢者施設の防災マニュアル作成。災害時の心のケア体制整備等	
性的指向・性自認	性の多様性の理解を深める教育・啓発の推進。 パートナーシップ制度の導入等に関する市町村への情報提供 。 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別に関する相談受付 等	性的指向・性自認を
様々な人権課題(職場におけるハラスメント等)	職場でのハラスメントに関する研修講師派遣や相談受付 。刑を終えて出所した人の再犯防止に関する取組。北朝鮮当局による拉致問題の関心と認識を深める啓発等	